

木材産業等高度化推進資金 貸付内容及び対象者

令和8年6月30日時点

資金の種類	貸付内容	対象者
事業経営改善合理化資金	素材生産、素材若しくは木材製品の引取り(※1)又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金 ① 施業集約化費用、立木購入代金(前渡金、予約金等を含む)、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む)及び作業委託費 ② 素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む)及び素材の引取りに必要な輸送費 ③ 製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む)及び製材等の引取りに必要な輸送費 ④ 素材等の加工を行うのに必要な資金(作業労賃、電力費、燃料費等)(※2)	・森林組合、中小企業等共同組合等の組合及びこれらの連合会 ・森林所有者(①に限る) ・市場開設者(②、③に限る) ・数人共同の事業体 ・単独事業体
	木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行うのに必要な資金 ① 素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む)及び素材の引取りに必要な輸送費 ② 製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む)及び製材等の引取りに必要な輸送費 ③ 素材等の加工を行うのに必要な資金(作業労賃、電力費、燃料費等)	木材の製造に係る事業体
木材高度加工資金	(1) 木材の加工を行うのに必要な資金 ① 作業労賃、電力費、燃料費等 ② 原材料となる素材又は木材製品の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む)及び素材の引取りに必要な輸送費(地域材であってJAS材に係るものに限る)	契約、協定等に基づき素材等の供給を受ける木材の製造に係る事業体であって、次のいずれかに該当する者 ・高次加工機械等(※3)を導入して木材の取扱量が年間約3,000m ³ 以上 ・合併等により新たに設立された事業体で木材の取扱量が年間約5,000m ³ 以上 ・木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行う
	(2) (1)の資金を借り受けようとする者に素材等の供給を行うのに必要な資金 ① 立木購入代金(前渡金、予約金等を含む)、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む)及び輸送費 ② 素材又は木材製品の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む)、素材等の引取りのための輸送費 ③ 素材等の加工を行うのに必要な資金(作業労賃、電力費、燃料費等)	契約、協定等に基づき(1)の資金を借り受けようとする者に素材等の供給を行う者
林業経営改善資金	(1) 造林に必要な資金(作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費) (2) 素材生産を請負わせるのに必要な資金(素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金、当該請負契約を行うための作業労賃)	林業を営む者(森林組合、造林公社、森林所有者等) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体(※4)又は知事が認定した中核組合
	伐採・造林一貫作業推進資金 素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な資金 ① 立木購入代金(前渡金、予約金等を含む)及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む) ② 造林を行うための作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費	・森林組合・森林組合連合会 ・森林所有者 ・素材生産業を営む者
木材安定供給資金	森林所有者、木材利用事業者及び木材製品利用事業者等が共同して作成し、知事の認定を受けた事業計画に掲げる事業を実施するために必要な資金 ・立木購入費、国有林野管理経営法に基づく権利設定料及び樹木料、素材生産実施費用、素材生産委託費 ・素材・木材製品の購入費、木材加工費、輸送費 ・木材の流通に係るコーディネート費(データベース整備費含む) ・木材製品の購入代金、木材製品の加工又は利用するのに必要な資金	・森林所有者 ・木材利用事業者 ・木材卸売業を営む者 ・木材市場を開設する者 ・木材の輸送を業として行う者 ・木材製品利用事業者

※1: 木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。

※2: ④については、①～③のいずれかの資金を借り受ける者に限る。

※3: 集成材製造施設、人工乾燥施設、薬剤処理施設、プレカット加工施設、製材用省力化設備、合板用省力化設備、木製組立材料製造用省力化施設、合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備

※4: 1 造林・素材生産型林業事業体年間事業量: 素材生産量5,000m³以上かつ造林・保育面積300ha以上
 2 素材生産型林業事業体年間事業量: 素材生産量9,000m³以上
 3 造林事業型林業事業体年間事業量: 造林・保育面積400ha以上

また、上記1～3の要件には至っていないが、要件を満たすために経営規模の拡大に努める者にあつて、知事が認定した事業者